**駐車場法　技術的基準（チェックリスト）　　確認日：令和　　年　　月　　日**

|  |  |
| --- | --- |
| 駐車場名 |  |
| 設置場所 | 高松市 |

Ⅰ 一般公共の用に供されている路外駐車場（駐車面積５００㎡以上）に対して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技　　術　　基　　準 | | (Check) |
| 出 入 り 口 を 設 け て は な ら な い 個 所 | ①交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近トンネル、橋（トンネル、橋は国土交通大臣の許可があれば可） | 適　合  不適合 |
| ②交差点の側端又は道路のまがりかどから５ｍ以内（国土交通大臣の許可があれば可） | 適　合  不適合 |
| ③横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に５ｍ以内 | 適　合  不適合 |
| ④安全地帯の左側、及び前後の側端から１０ｍ以内 | 適　合  不適合 |
| ⑤乗合自動車の停留所、トロリーバス、路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から１０ｍ以内（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。） | 適　合  不適合 |
| ⑥踏切の前後の側端からそれぞれ前後に１０ｍ以内 | 適　合  不適合 |
| ⑦横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から５ｍ以内 | 適　合  不適合 |
| ⑧幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から２０ｍ以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右２０ｍ以内の部分を含む。） | 適　合  不適合 |
| ⑨幅員６ｍ未満の道路 | 適　合  不適合 |
| ⑩勾配が１０％を超える道路 | 適　合  不適合 |
| 車 路 の 幅 員 | ⑪往　　復（自　　動　　車）：５．５０ｍ以上 | 適　合  不適合 |
| ⑫往　　復（自動二輪車専用）：３．５０ｍ以上 | 適　合  不適合 |
| ⑬一方通行（自　　動　　車）：３．５０ｍ以上（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては、２．７５メートル以上） | 適　合  不適合 |
| ⑭一方通行（自動二輪車専用）：２．２５ｍ以上（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあっては、１．７５メートル以上） | 適　合  不適合 |
| ⑮前面道路が２以上ある場合は、交通に支障の少ない道路に出入口を設ける。（ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。） | | 適　合  不適合 |
| ⑯駐車面積が6、000㎡以上の時は出口と入口を分離し、その間隔を１０ｍ以上にする。（自動車の出入口が設置されている道路が中央分離帯等により物理的に往復の方向別に分離されている場合は、この限りでない。） | | 適　合  不適合 |
| ⑰出入り口において必要のあるときは隅切りし、切取線の長さを１．５ｍ以上とる(切取線と自動車の車路及び道路とのなす角度を等しくする。) | | 適　合  不適合 |
| ⑱（自　　動　　車）出口付近の構造は、２．０ｍ後退し車路の中心線上〔(A)地点〕高さ１．４ｍ以上において、道路の中心線に向かい左右それぞれ６０度以上の範囲の歩行者が確認できるようにする。 | | 適　合  不適合 |
| ⑱（自動二輪車専用）出口付近の構造は、１．３ｍ後退し車路の中心線上〔(A)地点〕高さ１．４ｍ以上において、道路の中心線に向かい左右それぞれ６０度以上の範囲の歩行者が確認できるようにする。 | | 適　合  不適合 |
| ⑰⑱詳細図  ↑道路  ↓民地  （下図 　　 に工作物等がない）  2.0m(二輪専用1.3m)  6.93m以上(二輪専用4.50m以上)  2.75m以上(二輪専用1.75m以上)  5.50m以上(二輪専用3.50m以上)  1.5m以上  60度以上 | | |

Ⅱ 建築物である路外駐車場に対して

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技　　術　　基　　準 | | (Check) |
| 出入り口を設けてはならない個所（Ⅰの①～⑩に準ずる。） | |  |
| 車　路 | 幅員（Ⅰの⑪～⑭に準ずる。） |  |
| はり下の高さは、２．３ｍ以上 | 適　合  不適合 |
| 屈曲部は自動車が５ｍ以上の内のり半径で回転できる。  （自動二輪車は３ｍ以上） | 適　合  不適合 |
| 傾斜部の縦断勾配は１７％を超えない | 適　合  不適合 |
| 傾斜部の路面は粗面とし、又は、滑りにくい材料で仕上げる。 | 適　合  不適合 |
| 駐車のように供する部分のはり下の高さは、２．１ｍ以上 | | 適　合  不適合 |
| 直接地上へ通ずる出入口のない階には避難階段を設ける。 | | 適　合  不適合 |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。 | | 適　合  不適合 |
| 換気装置 | 床面積１㎡当たり毎時１４㎥以上の換気能力がある。 | 適　合  不適合 |
| 又は、開口部が床面積の10分の1以上ある。 | 適　合  不適合 |
| 照明装置 | 車路の路面：　　　　　　　　１０ルックス以上 | 適　合  不適合 |
| 駐車のように供する部分の床面：２ルックス以上 | 適　合  不適合 |
| 自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するため必要な警報装置を設ける。 | | 適　合  不適合 |

Ⅲ 特殊装置に対して（国土交通大臣の認定を受けている装置についてはこの限りでない。※）

(1)垂直循環方式、水平循環方式、多層循環方式、二段方式

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技　　術　　基　　準 | | | | (Check) |
| 出入り口を設けてはならない個所（Ⅰの①～⑫に準ずる。） | | | |  |
| 車　路 | 幅員（Ⅰの⑬～⑭に準ずる。） | | |  |
| 機械と道路の間に車２台分以上の空地、若しくはターンテーブルを設置できるスペースを設ける | | | 適　合  不適合 |
| 通り抜けの場合は入口側のみ１台分のスペース | | | 適　合  不適合 |
| 建築物等で傾斜部のない場合、はり下の高さは、２．１ｍ以上 | | | 適　合  不適合 |
| 二段方式の場合 | | 往　　復：５．５ｍ | 適　合  不適合 |
| 一方通行：３．５ｍ | 適　合  不適合 |
| 駐車のように供する部分の高さ | | １．６ｍ以上とする | | 適　合  不適合 |
| 二段式の場合、１．８ｍ以上（ただし、人の立ち入らないものについては１．６ｍ以上） | | 適　合  不適合 |
| 非難階段 | | 設けなくてよい | | 適　合  不適合 |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁又は甲種防火戸による防火区画を設ける | | | | 適　合  不適合 |
| 換気装置 | | 設けなくてよい（ただし車路が建築物である場合、車路については、床面積１㎡当たり毎時１４㎥以上の換気能力がある、又は、開口部が床面積の10分の1以上ある） | | 適　合  不適合 |
| 照明装置 | | 駐車のように供する部分の床面：２ルックス以上 | | 適　合  不適合 |
| 自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するため必要な警報装置を設ける | | | | 適　合  不適合 |

※国土交通大臣の認定を受けている装置であっても、建築基準法その他の法令の規定の適用を受ける場合は、別途それに適合しなければならない。

Ⅲ 特殊装置に対して（国土交通大臣の認定を受けている装置についてはこの限りでない。※）

(2) エレベーター方式、エレーベーター・スライド方式、平面往復方式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技　　術　　基　　準 | | | (Check) |
| 出入り口を設けてはならない個所（Ⅰの①～⑫に準ずる。） | | |  |
| 車　路 | 幅員（Ⅰの⑬～⑭に準ずる。） | |  |
| 機械と道路の間に車２台分以上の空地、若しくはターンテーブルを設置できるスペースを設ける | | 適　合  不適合 |
| 通り抜けの場合は入口側のみ１台分のスペース | | 適　合  不適合 |
| エレベーターの幅員＝車の幅＋０．５ｍ以上 | | 適　合  不適合 |
| エレベーターの高さは１．８ｍ以上 | | 適　合  不適合 |
| 駐車のように供する部分の高さ | | はり下の高さは、２．１ｍ以上とする | 適　合  不適合 |
| ただし、駐車場職員のみが立ち入るものは１．８ｍ以上（ただし、人の立ち入らないものについては１．６ｍ以上） | 適　合  不適合 |
| 非難階段 | | 直接地上へ通ずる出入口のない階には非常階段を設ける | 適　合  不適合 |
| 給油所等を附置する場合には、耐火構造の壁または甲種防火戸による防火区画を設ける | | | 適　合  不適合 |
| 換気装置 | | 床面積１㎡当たり毎時１４㎥以上の換気能力がある、又は、開口部が床面積の10分の1以上ある | 適　合  不適合 |
| 照明装置 | | エレベーターの床面：２ルックス以上（ただし、平面往復方式の場合、人の立ち入らない部分には設けなくてよい） | 適　合  不適合 |
| 自動車の出入り及び道路交通の安全を確保するため必要な警報装置を設ける | | | 適　合  不適合 |

※国土交通大臣の認定を受けている装置であっても、建築基準法その他の法令の規定の適用を受ける場合は、別途それに適合しなければならない。